様式第３号（第５条関係）

契約書

肝付町緊急通報体制等整備事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づく、緊急通報装置の貸与に関し、肝付町長永野和行(以下「甲」という。)と　　　　　　(以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

(貸与物件)

第１条　甲は、緊急通報装置を乙に貸与し、乙はこれを借り受ける。

(使用義務)

第２条　乙は、緊急通報装置を他に譲渡及び転貸し、又は担保に供してはならない。

(法令上の責任)

第３条　乙は、借り受けに当たって要綱の規定を守り、貸与条件に変更が生じた場合は、速やかに甲に届けなければならない。

(承諾事項)

第４条　乙は、緊急通報装置の貸与に伴い、次に掲げる事項について承諾するものとする。

1. 緊急通報装置の作動により訪問した協力員等関係者が、必要な範囲において乙

の住居又は敷地内に立ち入ること。

　(２)緊急通報装置の作動により訪問した協力員等関係者が安否を確認するために行った必要かつやむを得ない行為により受けた損害について、甲及び協力員等関係者は、その責めを負わないこと。

　(３)緊急通報装置の実施中に発生した事故等については、故意又は重大な過失によるものを除き、甲及び協力員等関係者は、その責めを負わないこと。

(費用負担)

第５条　緊急通報装置の設置、移設及び撤去に要する費用は甲の負担とする。

２ 使用電話回線の基本料金及び度数制による電話使用料金は、全額借受者の負担とする。

３ 借り受けした緊急通報装置の故意又は過失による破損修理等は乙の負担とする。

(報告及び損害賠償)

第６条　乙は、借り受けた緊急通報装置を破損し、又は滅却したときは、遅滞なく甲に届けなければならない。

２　甲は前項の届出があったときは、速やかに状況を調査し、乙に重大な過失があったと認められるときは、乙に対し損害の賠償を請求することができる。

(返還)

第７条　乙は、緊急通報装置を必要としなくなったときは、速やかに甲に返還しなければならない。

(契約期間及び更新)

第８条　本契約の期間は３年間とする。ただし、期間が満了する日までに、甲乙又はその一方から何等の意志表示をしない場合は、本契約は期間満了日の翌日において同一条件でさらに３年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第９条　この契約について疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　肝付町長　　　永　野　和　行

乙　　住　　所　肝付町

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名